

東郷町における空家等対策に関する協定書

東郷町（以下「町」という。）と愛知県司法書士会（以下「司法書士会」という。）は、東郷町における空家等対策の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町及び司法書士会が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・活用等の空家等に関する対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

（1）空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 町及び司法書士会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の適切な管理に関すること。
- （2）空家等の利活用の促進に関すること。
- （3）所有者等による前2号の取組に必要な情報の発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（司法書士会からの委託）

第4条 司法書士会は、前条の取組事項のうち司法書士会の提携する関連団体に対し業務の委託をすることができるものとする。

（情報の共有）

第5条 町及び司法書士会は、第3条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有に努めるものとする。

（町が実施する事項）

第6条 町は、第3条の取組事項の実施に関し、ウェブページ、チラシ等により啓発に努めるものとする。

(司法書士会が実施する事項)

第7条 司法書士会は、第3条の取組事項に関し町が作成するチラシ等について、配布先の情報提供、紹介等の協力をするものとする。

2 司法書士会は、自ら主催する(町からの依頼により実施する場合を含む。)相談業務において、所有者等による第3条第1号及び第2号の取組に関する相談を実施するよう努めるものとする。

3 司法書士会は、その構成員に対し、第3条の取組事項に関する空家等対策の情報の周知に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに当事者のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、町及び司法書士会が協議の上、定めるものとする。

この協定の内容を証するため、本書2通を作成し、町及び司法書士会がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月21日

愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

東郷町

東郷町長 井 俣 憲 治

名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号

愛知県司法書士会

会 長 和 田 博 恭